

議 第21号

上水道事業会計予算書

檜 原 市

令和4年度樫原市上水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	50,380 戸
(2) 年間総給水量	13,310,000 m ³
(3) 一日平均給水量	36,466 m ³
(4) 奈良県営水道受水量	13,310,000 m ³
(5) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	976,951 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	3,237,797 千円	
第1項 営業収益	2,986,007 千円	
第2項 営業外収益	251,790 千円	
	支	出
第1款 水道事業費用	3,149,649 千円	
第1項 営業費用	2,857,364 千円	
第2項 営業外費用	68,085 千円	
第3項 特別損失	222,200 千円	
第4項 予備費	2,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,084,679千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額81,913千円、当年度及び過年度分損益勘定留保資金502,766千円、減債積立金200,000千円、建設改良積立金300,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	192,386 千円	
第1項 補助金	47,500 千円	
第2項 分担金及び負担金	144,886 千円	
	支	出
第1款 資本的支出	1,277,065 千円	
第1項 建設改良費	1,031,040 千円	

第2項 企業債償還金 242,492 千円

第3項 国庫補助金返還金 3,533 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 242,439 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和4年3月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦